

佐賀市電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市に來訪する観光客の利便性向上を図るため、電子決済端末機を導入する事業者に対し、予算の範囲内で電子決済普及促進地域活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「補助事業者」とは、次のいずれかに該当する施設等を所有又は運営する民間事業者とする。

- (1) 宿泊施設 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める大分類M-宿泊業、飲食サービス業に該当する事業のうち、一般公衆に対して宿泊を提供する施設をいう。
- (2) 飲食業施設 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める大分類M-宿泊業、飲食サービス業に該当する事業のうち、食料品または飲料をさせる施設をいう。
- (3) 観光施設 観光客が買い物、見学、鑑賞、体験、保養等の観光目的で利用する施設をいう。
- (4) その他施設 前各号に掲げるもののほか、観光客の利便性向上に資するものとして知事が適当と認める施設をいう。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実

質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 第1項の補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 次条に規定する補助対象経費について市・県からその他の助成を受けていないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業者でないこと。
- (4) 補助事業実施後に一般社団法人佐賀市観光協会（以下「協会」という。）が実施するアンケート等、電子決済環境の整備に資する事業の実施に協力すること。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、一般社団法人佐賀市観光協会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めるときは、その費用を補助対象経費とすることができる。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときその他会長が必要と認めるときは、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金変更申請書（様式2号）に必要な書類を添えて会長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了した日から起算して15日以内又は平成30年3月15日のいずれか早い日までに、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをしようとする者は、交付決定の日から30日までに、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金申請取下げ書(様式第4号)により提出しなければならない。

(交付請求)

第10条 第8条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付請求書(様式第5号)により補助金の交付をしなければならない。

(補助金の交付)

第11条 会長は、前条の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者が補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこれに基づく会長の指示に違反したとき。
- (3) その他会長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(証拠書類の保管)

第13条 交付決定者は、クレジットカード決済端末機の導入に係る書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年を経過する日まで保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第22条第2号に規定する財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表に定められたもののうち1件あたりの取得価額が10万円以上のものとする。

- 2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表に定められた耐用

年数とする。ただし、耐用年数が5年を超えるものについては5年を限度とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第7号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

(別表)

区 分	対象経費	補助率又は額
事業費	<p>(1) 電子決済環境整備事業 補助事業者が電子決済端末機の購入・設置を行う場合、次に掲げる対象経費を補助対象とする。ただし、リース料、レンタル料は対象としない。</p> <p>(対象経費) 電子決済端末の購入費、初期登録手数料、工事費(電子決済端末の導入と同時に行うインターネット回線の開設に要する経費を含む)</p>	<p>1 補助上限額は間接補助事業に要する経費の 2/3 以内とし、かつ電子決済端末の購入 1 台につき上限 5 万円とする。ただし、複数台購入する場合は購入台数に 5 万円を乗じた額を上限額とし、かつ 1 事業者 20 万円を上限額とする。</p> <p>3 県補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。</p>

様式第1号（第4条関係）

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付申請書

年 月 日

一般社団法人佐賀市観光協会会長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名 ㊟
〔法人、団体にあつては、代表者の職・氏名〕
電話番号 ()

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金の交付を受けたいので、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象施設等の概要

施設等の名称		
施設等の住所		
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	
施設等の連絡先	電話	
	e-mail	
利用可能な時間	: ~ :	
定休日		

2 補助事業の内容

整備の概要	整備する機器	<input type="checkbox"/> 電子決済端末機 () 台 <input type="checkbox"/> インターネット接続機器 () 台 <input type="checkbox"/> その他 () () 台
	整備箇所	※ 整備する場所について、具体的に記載してください。

3 補助対象事業の期間

着工予定日 平成 年 月 日

完了予定日 平成 年 月 日

4 総事業費 金 _____, _____ 円 (税抜) $(①+②) \cdots A$

(内訳)

①電子決済端末の整備に係る額 金 _____, _____ 円 (税抜)

②インターネット回線の整備に係る額 金 _____, _____ 円 (税抜)

※ ①②は、リース料・レンタル料は補助金の対象となりません。

※ ①②は、初期費用として発生する登録料、工事費等を含みます。

※ ②は、①を実施しない場合は対象となりません。

※ 全ての積算は、消費税抜きの数字でお願いします。内税の場合には、1.08 で割り戻して、税抜きの価格にて積算してください。

5 交付申請額 金 _____, _____ 円 $\cdots \cdots A \times 2 / 3$

※ 千円未満の端数は切り捨てとする。

※ ただし、上限額は(電子決済端末機の整備台数) × 5万円又は20万円のいずれか低い額とする。

6 添付書類

(1) 施設の付近見取り図 (地図)

(2) 施設等の平面図 (整備予定箇所、整備予定機器の名称・型番等を記入)

(3) 整備予定機器の名称・型番等が分かるカタログ

(4) 工事着工前の写真 (整備予定機器の名称・型番等を記入)

(5) 物品購入又は請負工事等の見積書の写し

(6) 暴力団排除等に係る誓約書 (別紙様式)

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

7 申請事務担当者

部署・役職	
担当者氏名	
T E L	
F A X	
e-mail	

8 設置・工事業者

①電子決済端末設置業者

会社名	
担当者氏名	
T E L	
F A X	
e-mail	

②インターネット回線工事業者

会社名	
担当者氏名	
氏名	
T E L	
F A X	
e-mail	

<備考>

補助金交付申請の写しや各種通知書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後、5年間保管していただくこととなりますので、申請書の提出に当たっては、写しをお取りいただくようお願いいたします。

別紙

誓約書

下記の事項について誓約します。

記

1. 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
2. 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

一般社団法人佐賀市観光協会会長 様
佐賀県知事 様

住所

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

(ふりがな)

氏名

Ⓜ

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者職・氏名 〕

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部に照会を行う場合があります。

提供いただいた個人に関する情報は、佐賀県電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人佐賀市観光協会会長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名 ⑩
〔法人、団体にあつては、代表者の職・氏名〕
電話番号 ()

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付け情第 号で交付決定のあつた電子決済普及促進地域活性化事業費補助金について、次のとおり変更したいので、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業予定年月日 平成 年 月 日
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 交付決定額 金 _____, _____ 円
- 5 変更後交付申請額 金 _____, _____ 円
- 6 添付書類
(変更の内容を確認できる書類)

様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人佐賀市観光協会会長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名 ⑩
〔法人、団体にあつては、代表者の職・氏名〕
電話番号 ()

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け情第 号で交付決定を受けた電子決済普及促進地域活性化事業費補助金について事業が完了したので、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の内容

整備の概要	整備する機器	<input type="checkbox"/> 電子決済端末機 () 台 <input type="checkbox"/> インターネット接続機器 () 台 <input type="checkbox"/> その他 () () 台
	整備箇所	※ 整備する場所について、具体的に記載してください。

2 補助事業の実施期間

工事着工日 平成 年 月 日
工事完了日 平成 年 月 日

3 総事業費 金 _____, _____ 円（税抜）(①+②)・・・A

(内訳)

①電子決済端末の整備に係る額 金 _____, _____ 円（税抜）
②インターネット回線の整備に係る額 金 _____, _____ 円（税抜）

※ ①②は、リース料・レンタル料は補助金の対象となりません。

※ ①②は、初期費用として発生する登録料、工事費等を含みます。

※ ②は、①を実施しない場合は対象となりません。

※ 全ての積算は、消費税抜きの数字でお願いします。内税の場合には、1.08で割り戻して、税抜きの価格にて積算してください。

4 補助事業の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 _____ , _____ 円 $A \times 2 / 3$

精算額 金 _____ , _____ 円 $A \times 2 / 3$

※ 千円未満の端数は切り捨てとする。

※ ただし、上限額は（電子決済端末機の整備台数）× 5 万円又は 20 万円のいずれか低い額とする。

5 添付書類

- (1) 施設等の平面図（整備箇所、整備機器の名称・型番等を記入）
- (2) 工事完了後の写真（整備機器の名称・型番等を記入）
- (3) 請求書内訳書など物品本体価格、工事費等の内訳がわかる書類（当初の交付申請又は変更交付申請と内訳に変更がない場合は提出不要）
- (3) 物品購入又は請負工事の契約代金の領収書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、〇市〇〇会長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人佐賀市観光協会会長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名 ⑩
〔法人、団体にあつては、代表者の職・氏名〕
電話番号 ()

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金申請取下げ書

平成 年 月 日付け情業第 号で交付決定のあつた電子決済普及促進地域活性化事業費補助金について、次のとおり取下げしたいので、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領第9条の規定により、申請します。

1 当初交付決定額 金 _____, _____ 円

2 取下げ理由

様式第5号（第10条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人佐賀市観光協会会長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名 ⑩
〔法人、団体にあつては、代表者の職・氏名〕
電話番号 ()

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け情第 号で額の確定通知を受けた電子決済普及促進地域活性化事業費補助金について、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領第10条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求額

金 _____ , _____ 円

2 振込指定口座※

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 ()	本店・支店 支所・出張所 ()
預金種別	普通預金・当座預金	
口座番号	(口座番号を右詰で記入して下さい)	
フリガナ		
口座名義人		

※ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用する「店名・預金種目・口座番号」が印字されていますので、それらを記入ください。

(ゆうちょ銀行口座番号の「記号・番号」は不可)

※ 申請者本人が口座名義人になっているものに限りません。

※ 通帳をよくご確認ください、記入してください。

様式第6号（第14条第3項関係）

平成 年 月 日

一般社団法人佐賀市観光協会会長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名 ⑩
〔法人、団体にあつては、代表者の職・氏名〕
電話番号 ()

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け情第 号で額の確定通知があつた電子決済普及促進地域活性化事業費補助金により取得した財産について、下記理由により処分を行うため、関係書類を添えて承認を申請します。

記

1 処分する財産の種類

(1) 電子決済端末機器

①取得価額 金 _____, _____ 円

②処分制限期間 (年 月 日～ 年 月 日)

(2) インターネット接続機器

①取得価額 金 _____, _____ 円

②処分制限期間 (年 月 日～ 年 月 日)

※開始日は使用開始日としてください

2 処分の方法

3 処分の予定時期

電子決済端末機器 平成 年 月 日

インターネット接続機器 平成 年 月 日

4 処分の理由

(参考様式：第5条関係)

平成 年 月 日

様

一般社団法人佐賀市観光協会会長 ○○ ○○ ㊞

電子決済普及促進地域活性化事業費補助金の交付の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった電子決済普及促進地域活性化事業費補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、規則及び電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領の規定により通知します。

記

- この補助金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった電子決済普及促進地域活性化事業とし、その内容については、当該申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において事業に要する経費又は補助金の額が変更される時は、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	,	円
補助金の額	金	,	円
- 補助金の額の確定は、電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第3条に定める算出方法により行うものとする。
- この補助金は、次の事項を条件として交付するものとする。
 - 規則及び交付要領の規定に従うこと。
 - 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）及び補助事業に要する費用の額の変更を行うときは、様式第2号の補助金交付変更申請書を提出し、知事の承認を受けること。ただし、県補助金の額の増減を伴わない変更（完了予定期日を除く。）についてはこの限りでない。
 - 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。
 - 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第3号の補助金申請取下げ書を提出し、知事の承認を受けること。
 - 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - 県補助金と対象経費を同じくする国又は市町等の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の対象外となること。
 - 知事が、規則第10条の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、遅滞なくこれに応ずること。
 - 補助金交付申請に係る提出資料の写し及び各種通知書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後、5年間保管しておくこと。

5. 財産処分の制限期間内において補助対象の機器を処分しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その際には、交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことがある。
6. この補助金は完了払で交付するものとする。
7. 佐賀県補助金等交付規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期日は、この交付決定通知書の受理後30日を経過した日までとする。

【担当】

一般社団法人佐賀市観光協会

担 当：山口

電 話：0952-20-2200

メール：info@sagabai.com